

**分離バラストタンクを設置している船舶に対する
入港料及び岸壁使用料（ドルフィン使用料を含む）の減額に関する要綱**

（目的）

第1条 この要綱は、神戸市入港料条例（昭和51年12月神戸市条例第55号）第3条第3項及び神戸市入港料条例施行規則（昭和51年12月神戸市規則第94号）第4条第8項、神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）第17条第4号及び神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）第18条第5号に基づき、分離バラストタンク（以下「SBT」という。）を設置している船舶に対する入港料及び岸壁使用料（ドルフィン使用料を含む）の減額に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 SBTとは、1978年の議定書により修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書に規定されるタンクのことをいう。

（対象船舶）

第3条 減額の対象となる船舶は、SBTを設置している船舶で、国際トン数証書の備考欄にその旨の記載があるものとする。

（減額）

第4条 神戸市入港料条例第2条第2項の規定により算定した入港料及び神戸市港湾施設条例第15条及び別表第1により算定した岸壁使用料（ドルフィン使用料を含む）から、同項中「総トン数」を「国際総トン数からSBTトン数を除したトン数」に読み替えて算定した入港料及び岸壁使用料（ドルフィン使用料を含む）を除した額を減額する。

（減額の申請）

第5条 入港料及び岸壁使用料（ドルフィン使用料を含む）の減額を受けようとするものは「分離バラストタンク設置船舶に対する入港料及び岸壁使用料等減額申請書」により市長に申請しなければならない。

2 この要綱に基づく入港料及び岸壁使用料（ドルフィン使用料を含む）の減額を初めて受けようとする船舶については、SBTトン数が記載されている国際トン数証書の写しを申請書に添付するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。